

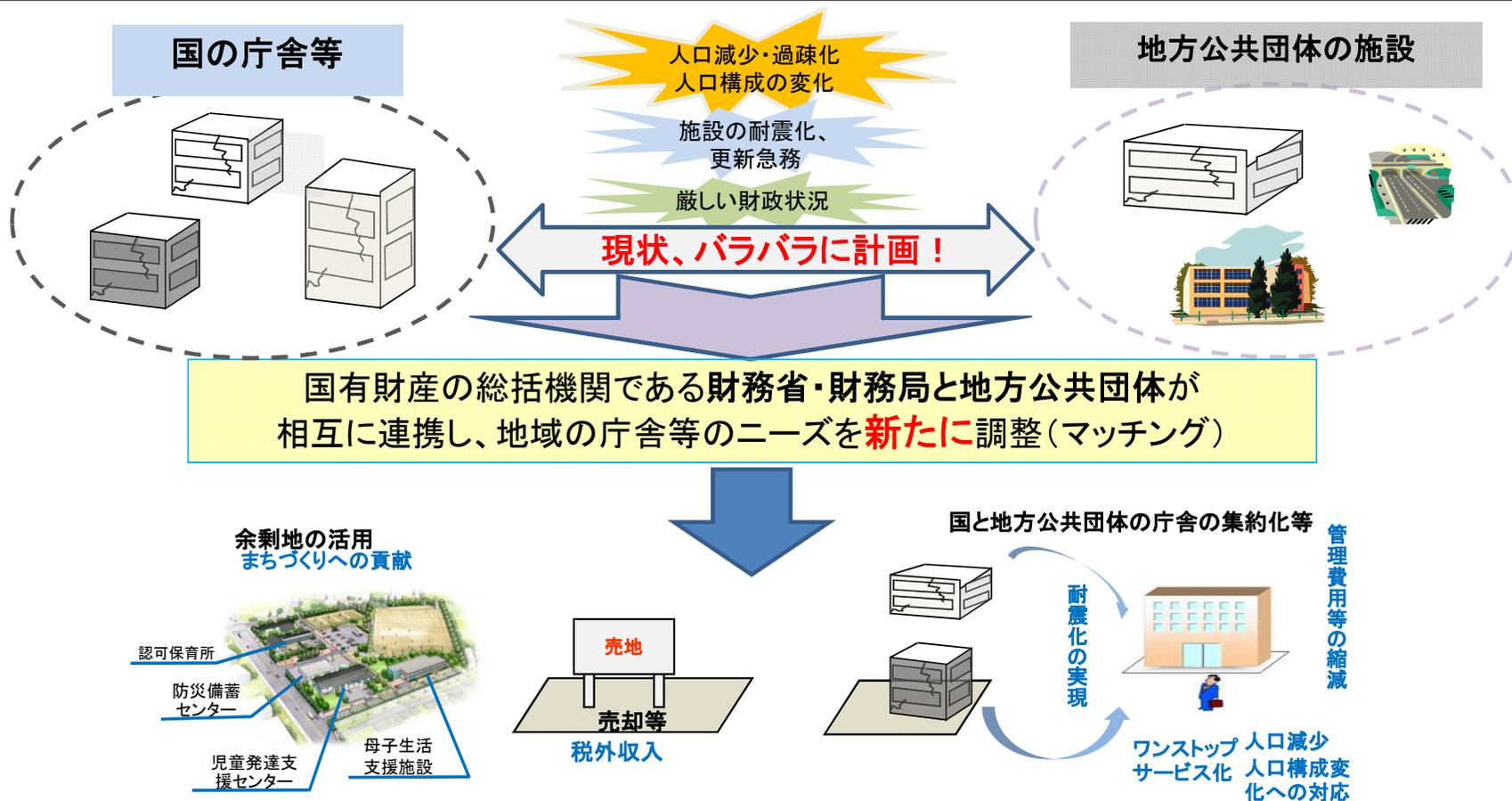
# 国公有財産の最適利用 (エリアマネジメント)とは

地域の様々な課題の解決に向けて、地域における国有財産の総括機関である財務局が、国有財産を管理する各省各庁を取りまとめ、

- ①国、地方公共団体、その他の機関と相互に連携し、
- ②一定の地域(エリア)に所在する国公有財産等の情報を面的に共有し、
- ③中長期的な観点から、地方公共団体の意向を尊重しつつ、庁舎をはじめとする公用財産等の最適利用について調整すること。

# 地域における国公有財産の最適利用

- 国も地方も、公的施設の耐震化への対応や、施設の老朽化への対応が求められている。
- また、地域における人口減少に応じた、公共施設等の集約・再編・活性化が必要な状況。
- 国・地方ともに財政事情は極めて厳しい状況の中で、国有財産の総括機関である財務局と地方公共団体が連携しながら、公的施設の効率的な再編及び最適化を図っていく。



## 政府方針における国公有財産の最適利用

### 【骨太の方針2014（平成26年6月24日閣議決定）抜粋】

第3章 2 - (2)

地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し、国公有財産の最適利用を図る。

### 【まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定) 抜粋】

Ⅲ - 2 - (4) - (エ)

国公有財産の最適利用の観点も踏まえつつ公共施設等の集約化・活用を進め、民間の技術開発やPPP/PFI 等により効率化を図る。

### 【骨太の方針2015（平成27年6月30日閣議決定）抜粋】

第3章 4 - (1)

既存ストックの再活用や施設の集約化・広域連携等を踏まえ、国公有財産の最適利用や、国公有地の未利用地の売却・有効活用を推進する。

第3章 5 - (2)

関係府省・地方公共団体が適切な連携を図り、施設の集約・縮減にまで踏込んだ同計画の策定や、国公有財産の最適利用を加速するとともに、コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新を行う。

### 【経済・財政再生アクション・プログラム(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定) 抜粋】

「地域における国公有財産の最適利用に向けたプラン策定と定期的な点検」として、「全市町村等と財務省財務局・財務事務所で互いに連携窓口を設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等による最適利用について実現可能性を検討し、最適利用プランの策定を行う」「各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する」

### 【骨太の方針2016（平成28年6月2日閣議決定）抜粋】

第3章 5 - (2) - ③

普通財産のほか、行政財産についても有効活用を図るため、他の用途で有効に活用可能な未利用地等を洗い出し、活用する方策について検討する。

### 【骨太の方針2017（平成29年6月9日閣議決定）抜粋】

第3章 3 - (5) - ②

国・地方が保有する資産（特別会計等を含む）については、一億総活躍社会の実現に資する観点等に照らして、地域と連携した国公有地の有効活用を推進するとともに、不要な資産については売却等を進めていく。